

平成 28 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 シャープ 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 高 橋 興 三
(コード番号 6 7 5 3)

普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、基準日より 3 カ月以内に開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下、「本種類株主総会」といいます。）招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1 本種類株主総会に係る基準日等について

当社は、本種類株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 28 年 5 月 15 日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本種類株主総会において議決権を行使することができる株主とすることを決議し、以下のとおり当該基準日設定に関する公告（以下、「本基準日設定公告」といいます。）をいたします。

- | | |
|----------|--|
| (1) 基準日 | 平成 28 年 5 月 15 日 |
| (2) 公告日 | 平成 28 年 4 月 28 日 |
| (3) 公告方法 | 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
http://www.sharp.co.jp/koukoku/ |

2 本種類株主総会の招集・基準日設定の目的について

当社は、昨年 A 種種類株式及び B 種種類株式を発行したことにより、普通株式を含め 3 種類の種類株式を発行する種類株式発行会社となっております。

当社は、平成 28 年 3 月 30 日、鴻海精密工業股份有限公司ほか 3 社（以下、「本割当予定先」といいます。）を割当先とする第三者割当による新株式の発行（平成 28 年 2 月 25 日及び同年 3 月 30 日付のプレスリリースにて開示。以下、「本第三者割当増資」といいます。）を決議し、同年 4 月 2 日に本割当予定先との間で株式引受契約を締結しておりますが、C 種種類株式に関する定款変更等本第三者割当増資に伴う議案について本種類株主総会の決議が必要となります。そのため、当社は、本種類株主総会を開催することを予定しており、本基準日設定公告により、本種類株主総会において議決権を行使することができる株主を定めるための基準日を設定することといたしました。本種類株主総会の開催日時及び開催場所等につきましては、招集通知等にて改めてお知らせいたします。なお、定時株主総会は 3 月 31 日を基準日として、6 月 23 日に開催する予定です。

以 上